平成２３年（フ）第２２４号
北海道広尾郡大樹町字石坂433番地４
債務者　佐々木義広
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　　弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２５５号
山形県鶴岡市大部町13番18号　山和コーポ６号室、前住所山形県西村山郡河北町谷地己52番地
債務者　松田　秀生
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　　元
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２号
山口県周南市大字大河内2100番地の120
債務者　中野奈緒美
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清木　敬祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第３１６４号
名古屋市港区七番町１丁目３番地の１　九番団地８棟1003号
債務者　熊倉　　順
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤堀　　耕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３００５号
札幌市東区北34条東17丁目２番16号　ブリーズ17―303号
債務者　中村　哲也
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１４５号
札幌市南区定山渓温泉東４丁目310―28、住民票上の住所札幌市南区定山渓温泉東４丁目310番地29　静和荘６号
債務者　西神　　明
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１５２号
北海道石狩市浜益区浜益83番地の１
債務者　渡邉美由紀（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２４３号
札幌市南区真駒内本町３丁目５番14―301号
債務者　熊野　寿幸
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２５１号
札幌市西区発寒12条３丁目２番８号
債務者　青野　剛敏
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２８９号
札幌市北区屯田４条８丁目２番１号
債務者　石田　理映
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３２７号
札幌市白石区東札幌５条２丁目６番18―103号
債務者　大久保元伯
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３３８号
札幌市豊平区美園８条３丁目４番10号　グロリア美園102号
債務者　五十嵐章子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３７３号
札幌市白石区東札幌２条５丁目12番２号　サンライズマンション22号
債務者　本間　英治
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３７６号
札幌市手稲区前田９条14丁目３番37号　ウエストポート914―105号
債務者　阿部　直也
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４０２号
札幌市西区西町南15丁目２番17号
債務者　宮澤　勝義
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４４７号
北海道江別市文京台南町８番地の21　ローザンヌ105号室
債務者　佐藤　俊一
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４４９号
札幌市北区屯田９条８丁目７番３―307号
債務者　保坂　博美
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部